

議案第19号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(読谷村一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 読谷村一般職員の給与に関する条例（昭和49年読谷村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(読谷村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 読谷村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和48年読谷村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(読谷村産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の一部改正)

第3条 読谷村産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例（平成19年読谷村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第24条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例に

よることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

令和7年3月3日提出

読谷村長 石嶺傳實